

総社市定住促進条例施行規則をここに公布する。

平成26年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第29号

総社市定住促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市定住促進条例（平成26年総社市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(助成額等)

第3条 条例第3条の規則で定める助成額等は、次の表のとおりとする。

区分	対象者	助成額	助成期間	限度額
新築又は購入助成	新築し、又は購入する世帯責任者	新築又は購入により市が課税する固定資産税に相当する額（住宅については、居住専用部分に限る。）	5年	年6万円 （ただし、義務教育終了前の子どもがいる間は、12万円を限度とする。）
生活環境整備助成	新築し、又は購入する世帯責任者及び賃貸人	水道設備及び下水設備（浄化槽は除く。）又は生活環境設備（動産を除く。）に係る経費	1回限り	30万円
定住祝い金	世帯責任者	10万円	1回限り	—

2 既に定住している者が賃借している住宅を購入した場合の助成金は、新築又は購入助成及び生活環境整備助成とし、既に当該住宅に生活環境整備助成が交付されている場合には、生活環境整備助成を交付しないものとする。

(交付申請)

第4条 条例第5条の規定による助成金の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、定住促進助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

(1) 新築又は購入助成 固定資産税を納付すべき年度内に滞納なく完納してから6月以内

(2) 生活環境整備助成 新築若しくは購入に係る契約締結後又は賃貸借契約締結後5年以内を申請期間とし、当該整備に係る費用の支払いが完了してから6月以内（ただし、賃貸借に係る整備の場合は、支払いが完了してから1年以内）

(3) 定住祝い金 助成対象地区への移動日から6月以内

(助成金の決定等の通知)

第5条 条例第6条の規定による通知は、現に生活の本拠となっていることが確認できた後、定住促進助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請を行ったものに通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第6条 条例第6条の規定により交付決定通知を受けたものが助成金の請求をしようとするときは、定住促進助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還命令等)

第7条 条例第7条第1項の規定により助成金の返還を命ずるときは、定住促進助成金返還命令書（様式第4号）に相当の返還期限を記載して通知する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

総社市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

定住促進助成金交付申請書

定住促進助成金の交付を受けたいので、総社市定住促進条例第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、当助成金交付について、総社市が住民基本台帳、固定資産税課税台帳等により確認を行うことに同意いたします。

記

申請区分 (該当に○)	<ul style="list-style-type: none"> ・新築又は購入助成 (対象年度 年度分 (完納日 年 月 日) ・生活環境整備助成 (整備内容) ・定住祝い金 			
申請金額 (該当に○)	<ul style="list-style-type: none"> ・新築又は購入助成 _____ 円 ・生活環境整備助成 _____ 円 ・定住祝い金 _____ 円 			
移動日	年 月 日			
世帯の状況	続柄	氏名	年齢	備考
	世帯責任者 (本人)			

添付書類

<p>【新築又は購入助成】 建物・土地登記事項証明書（写し）初回のみ 固定資産税納税通知書（写し） 申請者の全税納税証明書 その他必要と認める書類</p>	<p>【生活環境整備助成】 建物・土地売買契約書（写し） 請負契約書（写し） 領収書 賃貸借契約書（写し） 申請者の全税納税証明書 誓約書 その他必要と認める書類</p>	<p>【定住祝い金】 申請者の全税納税証明書 誓約書</p>
--	--	---

誓約書

私は、

{	助成対象地区住民として5年を超える期間継続して居住します。	}	ただし、総社市定住
	定住する者に賃貸するために整備します。		

促進条例第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に受けた助成金を返還します。

年 月 日

申請者
住 所
氏 名

印

総社市長 様

住 所
氏 名 様

定住促進助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった定住促進助成金について、総社市定住促進
条例第6条の規定に基づき、次のとおり交付を決定（却下）したので通知します。

年 月 日

総社市長 印

記

- 1 助成金の額 円
- 内訳
- ・新築又は購入助成 _____円 対象年度 _____年度
 - ・生活環境整備助成 _____円
 - ・定住祝い金 _____円
- 2 交付の条件
- (1) 総社市定住促進条例第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した助成金を返還すること。
 - (2) 総社市定住促進条例第9条の規定により市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 却下の理由

教示（却下の場合）

様式第3号（第6条関係）

定住促進助成金請求書

年 月 日

総社市長 様

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け総社市指令 第 号で交付決定を受けた総社市定住
促進助成金について、次のとおり請求します。

記

1 助成金請求額 金 _____ 円

2 助成金の振込先

振 込	金融機関		支店等名	
	口座番号		種 別	1 普通 2 当座
口 座	口座名義人	(フリガナ)		

※口座名義人については、通帳の記載どおりに記入すること。

様式第4号（第7条関係）

総社市指令 第 号

住所
氏名 様

定住促進助成金返還命令書

年 月 日付け総社市指令 第 号で交付決定し、年 月 日に交付した定住促進助成金について、次のとおり交付した助成金を取り消し、返還することを命ずる。

年 月 日

総社市長 印

記

1 返還の理由

2 助成金交付済額 円
内訳

3 助成取消額（要返還額） 円
内訳

4 返還の期限 年 月 日